

ふくやま美術館ミュージアムショップ運営事業に係る公募型プロポーザル募集要項

1 事業の目的

ふくやま美術館ミュージアムショップの運営事業者を選定し、運営を豊富な経験やノウハウを持つ民間事業者に任せることで、ふくやま美術館の来館者の満足度を高め、魅力向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

ふくやま美術館ミュージアムショップ運営事業

(2) 内容

ア ショップ運営

ふくやま美術館ロビーの一部を使用し、ショップの運営等を行う。

イ 商品開発等

市や施設管理者である（公財）ふくやま芸術文化財団が行う事業と連携した取組や、新たな商品開発等により、来館者の満足度を高めるとともに、ふくやま美術館の魅力向上を図る。

(3) 設置場所

ふくやま美術館 ロビーの一部

【施設概要】

施設名	ふくやま美術館及びふくやま書道美術館
所在地	福山市西町二丁目4番3号
建物概要	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階 延面積：7,007 m ²
ショップ設置場所	ロビーの一部
ショップ床面積	売場面積 38.25 m ² （柱などを含む。） 倉庫面積 5.22 m ² 詳細は別紙「平面図参照」

(4) 営業日及び営業時間

ア 営業開始日

2025年（令和7年）11月上旬を目途とする。

※10月上旬の覚書締結後、開店までの準備を行うこととする。

イ 営業日

ふくやま美術館の開館日とする。ふくやま美術館の休館日は次のとおりとする。

【ふくやま美術館の休館日】

休館日	毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日）
	12月28日から1月1日までの日

	その他施設の保守点検等で休館とする日
--	--------------------

※施設の都合により、休館日を変更する場合がある。

ウ 営業時間

ふくやま美術館の開館時間（午前9時30分から午後5時まで）とする。ただし、ふくやま美術館が時間外営業を行う場合は、原則営業を行うものとし、詳細な時間は市との協議により決定することとする。

(5) 事業期間

覚書締結日（10月上旬を予定）から2026年（令和8年）3月31日（火）までとし、協議により覚書を更新する。覚書更新は最長で、2030年（令和12年）3月31日までとする。

また、事業者は、ショップの設置場所について契約とは別に行政財産の使用許可を受けることとし、行政財産の使用許可期間は原則1年以内であることから、事業者は年度ごとに許可の更新を行うこと。

3 事業にかかる経費

(1) 行政財産使用料

使用料は、福山市普通財産（不動産）貸付要領に基づき算出する。

年間372,000円程度

(2) その他ショップの運営に係る経費

次に掲げる費用は、すべて事業者の負担とする。

ア 開業及び運営のための施設設備整備及び備品等購入費

イ ショップの設置・運営に係る光熱費

ウ 廃棄物の処分費

エ 利用者による設備汚損、破損に対する対応経費

オ 事業運営に当たり、市又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び損害賠償費

カ 事業運営のため事業者が講じたセキュリティ経費

キ 使用期間終了に伴う原状回復に係る費用

ク その他ショップの運営に関する一切の経費

(3) 非常事態等による休館時の損害賠償

施設の整備、自然災害、感染症・疫病その他の非常事態等により、市がふくやま美術館の休館を決定した場合はそれに従うものとし、そのために本件事業が実施できなかった結果、損害が生じた場合、市は事業者の損害を賠償する責任を負わない。

4 選定方法等

本業務は、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式により事業者を選定する。その後、市は事業者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で覚書を締結する。

5 参加資格条件及び評価基準

(1) 企画提案書の提出者の資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者と

する。

- ア 参加申込書（様式１）
- イ 商業登記簿謄本（写しでも可）
- ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式４）を提出すること。
- オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その３未納の税額がないこと用）
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 使用印鑑届（様式３）（実印と異なる印鑑を本件関係書類に使用する場合に提出すること。）
- ク 委任状（様式４）（本件に関する権限等を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- ケ 誓約書（様式５）

(2) 提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙「企画提案内容及び評価項目」のとおり。

6 ふくやま美術館の喫茶室運営事業との双方提案について

「福山城福寿会館、ふくやま美術館及びふくやま芸術文化ホールにおける喫茶室運営事業」において、ふくやま美術館の喫茶室運営事業者も同時並行で募集しており、一者で、ふくやま美術館ミュージアムショップ及び喫茶室運営双方への企画提案が可能である。ただし、評価及び審査は個別で行うため、それぞれのプロポーザル参加申込手続き及び企画提案書の提出が必要である。

双方提案を行う場合は、企画提案書において一体運営の内容についての提案が可能であり、提出があった場合は、それぞれのプロポーザル審査において加点を行う。

ただし、評価及び審査は個別で行うため、双方に提案があった場合でも、どちらかのみ選定する場合があることに留意すること。

7 ふくやま美術館の大規模改修について

ふくやま美術館は、本年度から大規模改修に向けた検討を行っている。大規模改修は、2028年度（令和10年度）から3年程度の改修期間を予定しており、改修期間中は、ふくやま美術館は休館となるが、市との協議により、改修の妨げにならない程度でミュージアムショップのみ運営することも可能とする。

なお、改修期間中にミュージアムショップを運営する場合は、行政財産使用料が発生するが、運営を行わない場合は、免除とする。

また、改修期間中において、現地でのミュージアムショップでの運営を休止した場合においても、オンラインショップなどによる図録等の販売を行うように努めること。

8 運営条件

ショップの運営に係る条件は、次のとおりとする。

(1) 事業体制・要員に関する条件

ア 本事業の実施に当たり、事業全体を統括管理する責任者を配置するとともに、必要な人員を配置し、支障なく運営を行うこと。

イ 常に衛生管理を徹底し、感染防止・事故防止に努めること。

ウ 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、従事者に指導を行うこと。

エ その他詳細は、別紙仕様書による。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業遂行中に知り得た情報を機密情報として扱い、本市の承諾なしに他の目的に使用又は第三者に対し漏洩・開示することを禁じる。使用許可期間終了後も同様とする。

(3) 第三者への譲渡・転貸の禁止

本事業によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(4) 疑義

事業者は、本事業の実施に当たり、募集要項及び仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに市と協議を行い、承認を得た上で実施すること。

また、本事業の実施に当たり、疑義及び質問の無かった項目の解釈については、原則として市の解釈によるものとする。

9 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電話：084-928-1117 ファクシミリ：084-928-1736

電子メール：bunka@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025年（令和7年）8月27日（水）
実施要領（募集要項）等の配付期間	2025年（令和7年）8月27日（水）から 同年9月12日（金）まで
現地調査	2025年（令和7年）9月 8日（月）
質問書受付期間	2025年（令和7年）8月27日（水） 同年9月10日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025年（令和7年）9月12日（金）午後5時まで に随時、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）8月27日（水）から 同年9月12日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知	2025年（令和7年）9月16日（火）

企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）9月16日（火）から 同月26日（金）午後5時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2025年（令和7年）10月1日（水）
企画提案書の選定通知	2025年（令和7年）10月8日（水）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年（令和7年）8月27日（水）から同年9月12日（金）まで

イ 配付場所

市ホームページからダウンロード

(4) 現地確認について

ア 現地確認可能日 9月8日（月）

イ 参加希望者は、9月4日（木）の午後5時までに、(1)の担当部局まで申込事業者名、担当者名、連絡先を記載し、電子メールにより申し込むこと（様式は自由）。時間及び集合場所については、9月5日（金）までに(1)の担当部局から通知する。

ウ 現地確認の時間は30分間とし、参加人数は、3人以内の少人数とする。

なお、現場確認の際の質問は現地では受け付けないので、別途質問書により提出すること（10(5)参照）。

10 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）8月27日（水）から同年9月12日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

9(1)の担当部局に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出すること。イ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとする。

ア 参加申込書（様式1）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（そ

の3未納の税額がないこと用)。

カ 印鑑証明書(原本)

キ 使用印鑑届(様式3)(実印と異なる印鑑を本件関係書類に使用する場合に提出すること。)

ク 委任状(様式4)(本件に関する権限等を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

ケ 誓約書(様式5)

(5) 質問及び回答

質問があるときは、2025年(令和7年)9月10日(水)午後5時までに「質問書(様式6)」により、9(1)の担当部局へ電子メールで提出すること。

質問に対する回答については、2025年(令和7年)9月12日(金)までに電子メールにより回答し、市ホームページに掲載する。

1.1 プロポーザル参加資格の確認

1.0で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加申込書の提出者全員に2025年(令和7年)9月16日(火)までに通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

1.2 企画提案書の提出等

(1) 受付期間

2025年(令和7年)9月16日(火)から同月26日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

9(1)の担当部局に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)。

なお、提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからウについて、正本1部、副本6部を提出すること。

ア 企画提案書(様式7)

イ 企画提案書本文(様式自由)

- ・「ふくやま美術館ミュージアムショップ運営事業に係る企画提案内容及び評価項目」を参考に作成すること。

- ・提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。
- ・規格はA 4 判とすること。ただし、図表等については必要に応じてA 3 判で折り込みも可とする。
- ・文字サイズは1 0 ポイント以上とすること。

1 3 企画提案書の評価及び評価基準

1 2 で提出された企画提案書と次の要領により実施するプレゼンテーションをもとに、福山城博物館ミュージアムショップ運営事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 内容

プレゼンテーション及びヒアリングを2 0 2 5 年（令和7 年）1 0 月1 日（水）に予定している。

各事業者の指定時間は2 5 分程度（プレゼンテーション1 5 分程度、審査委員等からの質疑1 0 分程度）とし、事業者からの出席者は3 名以内とする。

会場や日時等の詳細は、電子メール等により別途通知する。

イ 注意事項

プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。指定の時間に遅れた場合には、審査対象とならないので注意すること。

(2) 評価基準・評価項目

別紙「評価基準及び採点表」のとおり。

(3) 運営候補者の特定

評価委員会において評価を行い、評価が高い順に市が本業務の運営候補者1 名、次点者1 名を選定する。

(4) 選定結果の通知

2 0 2 5 年（令和7 年）1 0 月8 日（水）までに、企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

なお、選定者に対する採用通知は、評価の結果、運営候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の運営事業者として決定したものではない。通知後、市と運営候補者との間で覚書締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果については市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1 者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

企画提案書の提出者が1 者のみの場合は、当該1 者について、評価委員会において運営候補者としての適否を審査し、評価点が全体の5 0 %以上であれば運営候補者として選定する。

(7) 評価委員会による評価の結果、評価点が同点になった場合は、地方自治法施行令第1 6 7 条の9 に準じ、くじにより受注候補者を決定するものとする。

1 4 覚書の締結

- (1) 本業務の覚書は、評価委員会を経て市長が選定した運営候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、覚書を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、運営候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で覚書を締結する。
- (3) 市が選定した運営候補者と覚書が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と協議を行うものとする。

1 5 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他市の指示に違反する場合

1 6 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できない。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、運営候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式8）を9（1）の担当部局に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、本事業評価委員会委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

- (14) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は使用許可を取消できるものとする。この場合、市に生じた損害は事業者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。